



安全データシート

稀硝酸

作成日1996年 4月 1日

改定日2016年12月 1日

1. 製品及び会社情報

製品名:	稀硝酸
会社名:	タイキ薬品工業株式会社
住所:	福岡市東区東浜一丁目9番4号
担当部門:	製造部 技術製品企画室
電話番号:	092-641-5736
FAX番号:	092-641-4440
メールアドレス:	info@taiki-y.co.jp
緊急連絡先:	092-641-5736
推奨用途及び使用上の制限:	有機合成、ニトロ化合物、セルロイド工業、火薬、染料、香料、冶金、人絹、硝酸塩製造、電気メッキ、金属溶解用、写真製版、医薬品、試薬、肥料、TDI、アジピン酸
整理番号:	SDS-2100

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理的及び化学的危険性:

火薬類	区分外
可燃性・引火性ガス	分類対象外
可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
支燃性・酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分外
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	区分外
水反応可燃性化学品	分類対象外
酸化性液体	区分3
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性物質	区分1

人の健康に対する有害性

急性毒性(経口)	分類できない
急性毒性(経皮)	分類できない
急性毒性(吸入:気体)	分類対象外
急性毒性(吸入:蒸気)	区分1
急性毒性(吸入:粉塵)	分類対象外
急性毒性(吸入:ミスト)	区分1
皮膚腐食性・刺激性	区分1
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない

	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	区分1(呼吸器系)
	特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)	区分1(呼吸器系、歯)
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性(急性)	区分3
	水生環境有害性(長期間)	区分外

ラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

火災助長のおそれ; 酸化性物質
 金属腐食のおそれ
 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
 重篤な眼の損傷
 吸入すると生命に危険
 臓器の障害
 長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害
 水生生物に有害

注意書き:

【安全対策】

熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。

衣類等の可燃物から遠ざけること。

可燃物と混合を回避するために予防策をとること。

他の容器に移し替えないこと。

ミストを吸入しないこと。

取扱い後は手をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

環境への放出を避けること。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。

【応急処置】

吸入した場合、皮膚に付着した場合、眼に入った場合: 直ちに医師に連絡すること。

暴露した場合: 気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。

物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。

飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

暴露又は暴露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。

火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。

【保管】

施錠して保管すること。

耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管すること。

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

【廃棄】

内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

GHS分類に該当しない他の危険有害性:

多くの金属を腐食して水素ガスを発生し、空気と混合して引火爆発することがある。

重要な徴候:

眼、皮膚、気道に対して腐食性を示し、高濃度のガスを吸入すると、肺気腫を起こすことがある。この物質は肺に影響を与え、慢性気管支炎を生じることがある。又歯を侵食することがある。

3. 組成及び成分情報

物質

単一製品・混合物の区別: 混合物(水溶液)

化学名又は一般名: 硝酸

成分名	wt/wt%	化学式	官報整理番号	CAS No.
硝酸	1-67.5	HNO ₃	(1)-394	7697-37-2
水	32.5-99	H ₂ O	対象外	7732-18-5
合計	100			

GHS分類に寄与する不純物及び

安定化添加物:

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合:

被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、衣服、ネクタイ、ベルトなどをゆるめ、毛布などで保温して安静にする。鼻をかませ、うがいをさせる。意識が明瞭なときは、卵白、牛乳や大量の水を飲ませ、直ちに医師の診察を受ける。その間、呼吸が停止、あるいは弱い場合には、状況に応じて人工呼吸を行う。

有害性が高いので、介護救助者自身も暴露されないよう注意する。

また嘔吐がある場合は、頭を横向きにして窒息に注意する。

症状は遅れて現われることがある。

皮膚に付着した場合:

汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる

直ちに清浄な多量の水または適温の水を流しながら洗浄する。

必要に応じて石鹼などを用いて十分に洗い落とす。

その場で痛みなどの症状がなくても、障害が遅れて現れることがあるので、必ず医師の診察を受けること。

汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

目に入った場合:

直ちに清浄な流水で15分以上洗浄した後、医師の診察を受ける。

洗浄の際には、まぶたを開いて眼球のすみずみまで水が行き渡るようにする。寸秒でも早く洗眼を始め、入った物質を完全に洗い流す必要がある。

洗眼を始めるのが遅れると障害を増大させる恐れがある。

コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合:

水でよく口の中を洗浄し、多量に水を飲ませ、直ちに医師の診察を受ける。吐かせない。

予想される急性症状及び遅発性症状:

腐食性、灼熱感、咽頭痛、咳、息苦しさ、息切れ、発赤、痛み、水泡、重度の皮膚熱傷、重度の熱傷、腹痛、ショック又は虚脱。

最も重要な兆候及び症状:

情報なし。

応急措置をする者の保護:

救助者は、状況に応じて適切な手袋やゴーグルなどの保護具を着用する。

医師に対する特別注意事項:

肺水腫の症状は 2~3 時間経過するまで現われない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。

5. 火災時の措置

消火剤:

この製品自体は、燃焼しない。

周辺の火災時は粉末消火薬剤、AFFF(水溶膜泡消火薬剤)、泡消火薬剤、二酸化炭素、土砂、霧状水。

使ってはならない消火剤:

棒状注水

火災時の特有の危険有害性:

加熱により容器が爆発するおそれがある。

刺激性、毒性、又は腐食性のガス及びフェームを放出する。

各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、空気と混合して引火爆発することがある。

特有の消火方法:

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

容器、周囲の設備などに散水して冷却する。

周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。

消火を行う者の保護:

消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

消火活動は、可能な限り風上から行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

作業者は適切な保護具(『8. 暴露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガス、フュームの吸入を避ける。
直ちに、漏出した場所の周辺に適切な距離を置きロープを張るなどして、漏洩区画として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
適切な保護衣を着けていないときは、破損した容器や漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
風上に留まる
低地から離れる。

環境に対する注意事項:

この物質を環境中に放出してはならない。

回収、中和:

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
付着物、回収物などは、関係法規に基づき速やかに処分する。
(少量)漏えいした液は乾燥した土砂等に吸着させて取り除くか、漏洩物を密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。
又は、ある程度水で徐々に希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。
(多量)漏えいした液は乾燥した土砂等でその流れを止め、これに吸着させるか、又は安全な場所に導いて、遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。
おがくず他可燃性吸収物質に吸収させてはならない。
直接中和剤を散布すると発熱し、酸が飛散することがある。
危険でなければ漏れを止める。

封じ込め及び浄化方法と機材:

二次災害の防止策:

すべての発火源や可燃性物質を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
衝撃、静電気にて火花が発生しないような装置、材質の用具を用いる。
着火した場合に備えて、適切な消火器を準備しておく。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
多くの反応により火災や爆発を生じることがある。塩基、可燃性物質、酸化剤、還元剤、水と接触すると、火災や爆発の危険性がある。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:

この物質中に水を注いではならない。溶解または希釈する時は必ず水の中にこの物質を徐々に加えること。
水と急激に接触すると多量の熱を発生し、酸が飛散することがある。水で薄めて生じた希硝酸は、各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。

局所排気・全体換気:

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項:

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行なう。

空気中の濃度を暴露限度以下に保つ為に排気用の換気を行うこと。

接触及びフューム吸入又は飲み込まないこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後は、手、顔などをよく洗うこと。

引火性物質との接触禁止。可燃性物質との接触禁止。

取扱いは、換気の良い場所で行い、漏れ、あふれ、飛散しないよう注意し、みだりに蒸気を発生させない。

保護具や器具類などは耐食性のものを用いる。

周辺での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。

静電気対策を行い、作業衣、安全靴は導電性のものを用いる。

取扱い機器や設備などは防爆型を用いる。

適切な保護具を着用し、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れたりしないようにする

接触回避:

『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管

技術的対策:

保管場所には貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

混触危険物質:

『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管条件:	容器を密閉して換気の良い涼しい所で保管すること。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。 施錠して保管すること。 可燃性物質、還元性物質、強酸化剤、強塩基、食品や飼料、混触危険物質から離して保管する。
容器包装材料:	消防法、毒劇法、船舶安全法、港則法、航空法、道路法などの法令に定めるところに従う。 破損しない包装、破損しやすい包装のものは密閉式の破損しない容器に入れる。 国連容器包装等級Ⅱ

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度:	作業環境評価基準に設定されていない。 (平成7年3月27日労働省告示26号)
許容濃度 (暴露限界値、生物学的暴露指標):	
日本産衛学会(2014年版):	勧告値 2ppm 5.2mg/m ³
ACGIH(2010年版):	時間加重平均(TWA) 2ppm 短時間暴露限界(STEL) 4ppm
設備対策:	気中濃度を推奨された管理濃度以下に保つために、作業者が直接暴露されないよう、できるだけ工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を設ける。 装置や薬品の移送に用いるホースなどは耐食性や耐熱性など耐久性のあるものを用いる。 高熱取り扱いで、工程でガスが発生するときは、換気装置を設置する。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には、洗眼器と安全シャワーを設置すること。
保護具	
呼吸器の保護具:	暴露の可能性があるときは、防毒マスク、空気呼吸器、送気式マスク等。
手の保護具:	耐油性(不浸透性)、保護手袋。(ネオプレンが推奨される。)
眼の保護具:	保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)顔面シールド。
皮膚及び身体の保護具:	保護衣。不浸透性保護前掛け、長靴等。
衛生対策:	ミストの発生を防ぐ。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 あらゆる接触を避け、取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など:	常温で無色または淡黄色の液体
臭い:	刺激臭
pH:	1以下
融点:	-35°C(67.5%)
凝固点:	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲:	約 103~121
引火点:	不燃性
爆発範囲:	不燃性
蒸気圧:	0.9kPa(20°C)
蒸気密度(空気 = 1):	2.2(67.5%)
比重(密度):	約 1.056(10%)~1.41(67.5%)(15°C)
溶解度:	水と混和する。 有機溶媒:エタノール、エーテルに可溶。
オクタノール/水分分配係数:	Log Pow=0.21
自然発火温度:	不燃性
分解温度:	データなし
臭いのしきい(閾)値:	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル = 1):	データなし
燃焼性(固体、ガス):	該当しない

粘度: データなし

10. 安定性及び反応性

安定性:

水に不安定。
光にあたると一部分解する。

危険有害反応性可能性:

加熱すると分解し、NO_x 及び硝酸のガスを発する。
二硫化炭素、アミン類、ヒドラジン類などと混触すると発火又は爆発する。
硫化水素、リン化水素、ヨウ化水素、アセチレンなどと反応し発火又は爆発する。
アルコール、フェノールと反応。
この物質は強力な酸化剤であり、可燃性や還元性の物質(テルペンチン、木炭、アルコールなど)と激しく反応する。
この物質は強酸で、塩基と激しく反応し、金属に対して腐食性を示す。

避けるべき条件:

有機化学物質(アセトン、酢酸、無水酢酸など)と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
のこくず、木毛等の有機物質と接すると自然発火をおこす。
水、蒸気、光、加熱。

混触危険物質:

硫化水素、リン化水素、ヨウ化水素、カーバイド、二硫化炭素、アミン類、ヒドラジン類などと接触すると発火又は爆発する。のこくず、木片、紙、ぼろなどの有機物に接触すると自然発火する。
還元剤とは燃える。ある種のプラスチックを侵す。

危険有害性のある分解生成物:

窒素酸化物、硝酸ガス。

11. 有害性情報

急性毒性(経口):

データ不足のため分類できない

急性毒性(経皮):

データ不足のため分類できない

急性毒性(吸入: 気体):

GHS 定義による液体。

急性毒性(吸入: 蒸気):

ラットの LC50 値 (4 時間) として、49 ppm (産衛学会許容濃度の提案理由書 (1982)) 及び LC50 値 (30 分) として、334 ppm (4 時間換算値: 118 ppm) との報告 (ACGIH (7th, 2001)、HSDB (Access on September 2014)) がある。分類ガイダンスに従い、4 時間値に基づき、区分 1 とした。新たな情報源 (ACGIH (7th, 2001)、HSDB (Access on September 2014)、産衛学会許容濃度の提案理由書 (1982)) を追加し、区分を見直した。

急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト):

データ不足のため分類できない。なお、発煙硝酸のデータはあるが、主成分が硝酸ではなく、二酸化窒素又は四酸化二窒素であるために、分類には採用せず、分類できないとした。

皮膚腐食性・皮膚刺激性:

本物質の液体や蒸気はヒトの皮膚に対して重度の損傷性を示す (ACGIH (7th, 2001)) との記載や、短時間のばく露であっても皮膚に対して損傷を与える (DFGOT vol. 3 (1992)) との記載がある。また、ウサギに本物質の 8% 溶液を適用した結果、壊死がみられたとの報告がある (DFGOT vol. 3 (1992))。以上の結果から区分 1 とした。細区分するための具体的なデータがないため、区分を変更した。なお、本物質は EU DSD 分類において「C; R35」、EU CLP 分類において「Skin Corr. 1A H314」に分類されている。

眼に対する重篤な損傷・刺激性:

本物質は角膜に傷害を与え、回復性のない視力障害を生じさせる (DFGOT vol. 3 (1992)) との記載や、ヒトの眼に対して重度の化学火傷を起こし、眼球の縮小、眼瞼癒着、回復性のない角膜混濁から失明に至る (ACGIH (7th, 2001)) との記載がある。また、本物質は皮膚腐食性/刺激性で区分 1 に分類されている。以上の結果から区分 1 とした。

呼吸器感作性・皮膚感作性:

データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性:

データ不足のため分類できない。

発がん性:

データ不足のため分類できない。

生殖毒性:

データ不足のため分類できない。なお、ラットの経口経路 (飲水) での催奇形性試験において、胎児にわずかな骨化障害 (舌骨、頭頂骨/後頭骨、波状肋骨) がみられたのみで、催奇性、胎児毒性は起こさないと報告がある (IUCLID (2000))。しかし、試験条件、試験結果に関する記載が不十分であることから分類に用いなかった。また、生殖能に関する十分な情報がないことから分類できないとした。

特定標的臓器/全身毒性(単回暴露):	本物質は、気道刺激性がある（産衛学会許容濃度の提案理由書（1982）、SIDS（2010）、ACGIH（7th, 2001）、DFGOT vol. 3（1992））。ヒトにおいては、吸入ばく露で咳、頭痛、吐き気、胸痛、呼吸困難、気管支収縮、呼吸器障害、肺水腫、経口ばく露で口腔、食道、胃の腐食壊死、肺炎が報告されている（SIDS（2010）、ACGIH（7th, 2001）、DFGOT vol. 3（1992））。実験動物では、ラットの 8 ppm (0.02 mg/L) の吸入ばく露で、気道の広範な炎症、鼻炎、気管支炎、肺炎（SIDS（2010））、49 ppm (0.12 mg/L) で肺浮腫の報告（産衛学会許容濃度の提案理由書（1982））がある。これらの症状は区分 1 に相当する範囲の用量で認められた。以上より、本物質は呼吸器に影響を与えることから、区分 1（呼吸器）とした。本物質は腐食性物質のため局所影響を与えると考えられ、ヒトにおける口腔、食道、胃を標的臓器に含めなかった。
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露):	硝酸に職業的に吸入ばく露された 32 名のうち 3 名に歯の歯牙侵食（対照群は 293 例中発症なし）がみられた（SIDS（2010）、ACGIH（7th, 2001）、DFGOT vol. 3（1992））との記述、並びに硝酸の蒸気及びミストへの反復ばく露により、慢性気管支炎を、さらに重度のばく露症例では化学性肺炎を生じるとともに、歯牙、特に犬歯及び切歯を侵食する（ACGIH（7th, 2001）、DFGOT vol. 3（1992））との記述がある。実験動物では本物質反復ばく露による試験結果はない。以上、ヒトにおける職業ばく露例の知見に基づき、区分 1（呼吸器、歯）に分類した。
吸引性呼吸器有害性:	本物質を大量経口摂取後に遅延死亡した症例で、剖検により吸引による化学性肺炎を生じた（ACGIH（7th, 2001））との記述があるが、1 例のみの知見であり、大量摂取に伴う二次的な「吸引」による影響（ACGIH（7th, 2001））との記述から考えて、区分 1 相当基準の「ヒトに関する信頼度が高く、かつ質の良い有効な証拠」に該当するとは言い難い。よって、データ不足のため分類できないとした。なお、旧分類はこの ACGIH の所見を根拠に区分 1 と分類したが、今回の見直しでは判断を変更した。

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性	魚類(カダヤシ)の 96 時間 LC50 = 72 mg/L (SIDS, 2010) であることから、区分 3 とした。
水生環境慢性有害性	信頼性のある慢性毒性データが得られていない。硝酸は天然物として広く存在し、塩の毒性試験の結果からは急性毒性は pH 低下が悪影響の要因であることが知られている。硝酸イオン濃度が高い場合には有害な作用があることが知られているが、慢性区分の 1mg/L の濃度では概ね毒性は発現しないと考えられることから区分外とする
生態毒性	
魚毒性:	知見なし
その他	知見なし
残留性/分解性:	知見なし
生体蓄積性:	知見なし
土壌中の移動性:	知見なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:	適切な保護具を着用する。 毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準に従って処理する。 (1) 中和法 徐々に石灰乳などの攪拌溶液に加え中和させた後、多量の水で希釈して処理する。 保健衛生上危害を生じる恐れがないようにする。 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 空容器を処分する時は、内容物を完全に除去した後に行う。 処理施設がないなどの理由で廃棄できない場合は、都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装:	関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

国連番号:

UN2031

品名(国連輸送品名):

硝酸、発煙硝酸を除く、濃度が65質量%以上70質量%以下のもの
硝酸、発煙硝酸を除く、濃度が65質量%未満のもの

国連分類:

Class 8

容器等級:

Packing Group II

海洋汚染物質:

非該当

国内規制

陸上規制情報

毒劇法・道路法の規定に従う。

海上規制情報

船舶安全法・港則法の規定に従う。

航空規制情報

航空法の規定に従う。

特別の安全対策

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。
移送時にイエローカードの保持が必要。
他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。
他の危険物のそばに積載しない。

緊急時応急措置指針番号

157

15. 適用法令

法律名

法規区分名

適用条件

労働安全衛生法:

特定化学物質第3類物質(特定化学物質等障害予防規則第2条第1項第6号)4硝酸

第6号)【4 硝酸】 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が重量の1%以下のものを除く。(特化則別表第2)

腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9)【307 硝酸】

1重量%以上を含有する製剤その他の物(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第9)【307 硝酸】

1重量%以上を含有する製剤その他の物(安衛則第30条・別表第2)。運搬・貯蔵中に固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物であって、令別表第一に掲げる危険物、可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物並びに皮膚に対して腐食の危険を生じるものでないものを除く。含製剤。10%以下を含有するものを除く

毒物及び劇物取締法:

劇物(指定令第2条)【63 硝酸を含有する製剤。】

水質汚濁防止法

有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)【アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物】

水道法

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101)【11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】

海洋汚染防止法:

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)192硝酸

航空法:

腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)【【国連番号】2031 硝酸】

濃度が65質量%未満20質量%を超えるもの

腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

濃度が65質量%以上で

	【国連番号】2031 硝酸】	あつて70質量%以下のもの。発煙硝酸を除く
船舶安全法:	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)【国連番号】2031 硝酸】	濃度が65質量%未満のもの
	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)【国連番号】2031 硝酸】	濃度が65質量%以上70質量%以下のもの
港則法:	その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)【2又 硝酸】	濃度が65質量%以上70質量%以下のもの
	その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)【2又 硝酸】	濃度が65質量%未満のもの
道路法:	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)【5 硝酸】	硝酸又はこれを含有する液体であつて、危険物政令第1条の8で定める試験において酸化力の潜在的な危険性を示すもの(法別表第1第6類5、備考20)。
外国為替及び外国貿易法:	輸出貿易管理令別表第1の16の項(2)【HS2808 硝酸及び硫硝酸】	
労働基準法:	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)【硝酸】	

※注: 消防法危険物第六類に硝酸の記載がありますが、危険物政令第一条の八に適用条件により、硝酸濃度 90%未満は非該当となります。よつて弊社硝酸製品は全て非該当です。

16. その他の情報

参考文献

- 1) 日本ケミカルデータベース(株) 化学物質法規制検索システム
- 2) (社)日本化学工業協会 [改訂第4版]緊急時応急処置指針 容器イエローカード(ラベル方式)への適用
- 3) 薬品新聞社 化学品取引要覧(2001年版)
- 4) 国立環境研究所ホームページ、化学物質データベース(<http://w-chemdb.nies.go.jp/>)
- 5) 国立医薬品食品衛生研究所(NIHS) 国際化学物質安全性カード(ICSC) (<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)
- 6) 神奈川県環境科学センター 化学物質安全情報提供システム (<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp>)
- 7) 2012年版16112の化学商品 化学工業日報社
- 8) 独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質総合検索システム GHS分類結果データベース (<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>)
- 9) 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター(<http://www.jaish.gr.jp/>)
- 10) 化学工業日報社 改訂第2版労働安全衛生法MSDS対象物質全データ
- 11) Syracuse Research Corporation (<http://esc.syrres.com/interkow/interkow.exe?CAS=->)

記載内容は、現時点で入手できた資料、情報、データ等にもとづいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。

また、注意事項は通常の手扱ひを対象としたものなので、特殊な手扱ひの場合には、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。